

適格消費者団体・特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
関東初の差止訴訟  
きものレンタル事業者のキャンセル条項で和解

2010年7月20日

適格消費者団体である特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会(本部:さいたま市浦和区、池本誠司理事長)は、呉服小売専門店「きものファッションすぎやま」を運営する杉山株式会社(本社:羽生市)にレンタル契約時のキャンセル条項の使用差止を求めた訴訟は、2010年7月20日、さいたま地方裁判所熊谷支部(栗田健一裁判長)で和解しました。

提訴した内容

レンタル契約時に使用している『レンタル規約』のオーダーレンタルとプレレンタルのキャンセル条項が消費者契約法第9条と第10条に反するとして、3点を請求の趣旨として差止請求訴訟を提訴した。①この条項の意思表示は行わない ②規約のひな型が印刷された用紙を破棄 ③従業員らに対して①、②の指導を徹底する

和解内容はなくす会側の主張が全面的に認められ、  
キャンセル条項は改善

《和解した内容》

提訴した上記の請求趣旨①、②、③に加え、以下を約束した。

- ・今後平均的損害を超えるキャンセル料を含む内容の意思表示は一切行わないこと
- ・当会が行う契約についての協議の申し入れには真摯に対応すること
- ・今後消費者からの苦情や相談には真摯に協議に応じ解決に努力すること

なお裁判では杉山株が提示している改正規約条項案に対し、当会として以下を確認した。

- ①キャンセル料が発生する日付が前々年は前倒しすぎるため、今後も協議していく。
- ②オーダーレンタルは仕立て前に契約者に連絡をいれる。(キャンセル発生時期を明確化)
- ③この規約の内容より後退させることがないこと。

7月20日に記者会見を行いNHK・テレビ埼玉のニュースで放映され、新聞7紙に掲載されました。



今回の差止請求訴訟の意義

杉山株がこれまで使用していたキャンセル条項の使用が差止められたことにより

- \* 消費者の被害を将来にわたり防ぐことができた。
- \* 従前のキャンセル条項が消費者契約法に照らし無効であることを認識してもらった結果、従前のキャンセル条項で契約した方への救済の道を開くことができた。
- \* 他事業者の着物レンタルのキャンセル条項において、今後業界や各事業者と意見交換していく上で参考となる事例となった。

<問い合わせ先> 埼玉消費者被害をなくす会 電話:048-844-8971